

新型コロナウイルス感染症に伴う松崎町 B&G 海洋センタープールの緩和について

令和 2 年 5 月 25 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基き、緊急事態解除宣言がなされたことを踏まえ、6 月 2 日より施設利用にあたり一定の条件を設けて松崎町 B&G 海洋センタープールの施設利用を再開しております。

施設利用の条件の一つとして施設利用対象者を松崎町民・西伊豆町民と限定しておりましたが、国では概ね 3 週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行ないながら、外出の自粛、催物の開催制限等を 6 月 19 日ごろ 7 月 10 日ごろと段階的に緩和するとしていること、また静岡県内での新型コロナウイルス感染者の感性経路が特定されていることから、施設利用対象者の範囲を 6 月 20 日より静岡県民まで拡大します。

今後も施設利用者の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けしますが、新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解、ご協力をお願いします。